ご挨拶

初めまして。私たちは、
弁護士法人たんご法律事務所と申します。
丹後地域を中心に、地元に密着して、
最良の法的サービスが提供できるよう、
日々精進しております。

ここ丹後地域で、比較的多いご相談の一つに、
相続に関するご相談があります。
単純なことから、複雑なことまで、
様々なご相談をお伺いしておりますが、
何かと遠慮しがちな相談事であるだけに、
法律専門家にご相談されないままに、
事だけが進んでしまって、後に、
多大な不利益を被ってしまったという方が、
少なくないように思います。

そんな理不尽なことは放置されてはいけません。
どんな小さなことでも結構です。
相続に関して、疑問に思うことがあれば、
ご遠慮なく、ご相談下さい。

パンフレットご持参の方は、
初回のご相談料（相続に関するご相談のみ）を
無料にさせて頂いています。

本書を開いて頂いたのも何かのご縁です。
この機会に、ぜひご遠慮なく、ご相談下さい。

弁護士法人たんご法律事務所

http://www.tango-lpc.com

最寄りの事務所でご相談をお伺いします。

（宮津事務所）
〒626-0041 京都府宮津市鶴賀2054-1
宮津商工会議所2階
TEL　0772-20-1122
FAX　0772-20-1133

（与謝野事務所）
〒629-2313 京都府与謝郡与謝野町三河内
841-10
TEL　0772-44-0072
FAX　0772-45-0099

（峰山事務所）
〒627-0038 京都府京丹後市峰山町富貴屋
35サンロードエイト西側2階
TEL　0772-69-5522
FAX　0772-69-5523

（網野事務所）
〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野
238-3
（旧ムロミツスポーツ）
TEL　0772-72-5070
FAX　0772-20-1133

（烏丸事務所）
〒604-0862 京都府京都市中京区少将井町
222 シカタオンズビルディング302
TEL　075-255-5321
FAX　075-255-5322

相続に関する相談の

ご案内

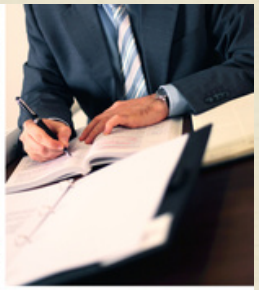

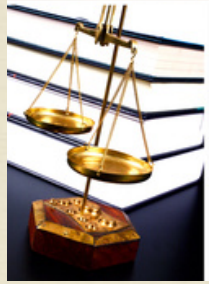

弁護士法人
たんご法律事務所

パンフレット持参の方
初回の相談料　無料　です。
（相続に関する相談のみ）

よくあるご相談のご紹介

初期のご相談

これから大変だなぁと悩んだときは、
１つ１つ初歩的なところから解決していきましょう。

その１　相続人の範囲は？

相続人の範囲と順位は民法で決められています。
故人のご子息，ご子息がなければ直系尊属，最後に故人の兄弟姉妹です。故人の配偶者は常に相続人になります。
こう書くと簡単そうですが，本来の相続人が既にお亡くなりの場合は代襲相続が発生しますし，胎児が相続人になる場合もあります。関係者が亡くなっていた場合，その順番によって相続人の範囲が大きく変わることもあります。
ご不明な点があれば，ぜひご相談下さい。

その２　法定相続分はどれぐらい？

配偶者とご子息が遺された場合、
配偶者が２分の１、ご子息が２分の１（ご子息が複数の場合は、等分）と単純ですが、
ご子息がない場合、配偶者の法定相続分は２分の１とは限りません。故人のご父母がご在命の場合、兄弟姉妹がいらっしゃる場合、
場合によって、大きく変わってきます。
ご不明な点があれば、ぜひご相談下さい。

その３　多額の借金・滞納税が遺された場合？

多額の借金・滞納税などのマイナスの遺産があるかもしれないという場合、相続放棄という手続を取ることによって、プラスの遺産の相続もできなくなりますが、マイナスの遺産の相続をしなくても済むかもしれません。
しかし、気をつけなければならないのは、
相続放棄ができるのは、「相続開始を知った日」から、３ヶ月以内とされていることです。
プラスの遺産を上回るほどのマイナスの遺産がある可能性がある場合、取り返しがつかないことになる前に、速やかにご相談下さい。

込み入ったご相談

まだ先の話です。今日のところは、そんな相談もあるんだなぁという感じで、軽い気持ちでお読み下さい。

その４　遺産分割はどう進めたらよいの？

まずは，相続人の間で協議するのが原則です。

協議の方法や内容は自由で，相続人全員の合意があれば，遺産を自由に分割することができます。協議が整わない場合や，そもそも協議ができない場合，家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることになります。遺産分割調停では，①各相続人の法定相続分，②生前に故人の財産維持等に貢献した程度（寄与分），③生前に故人から受けた利益の程度（特別受益）等を考慮して話し合いが進められますが，話し合いがまとまらなければ審判がなされることになります。

遺産分割協議には関係者それぞれの思いが交錯して，感情的になってしまい，上手く進まないこともよくあります。話し合いがこじれる前に，ご遠慮なくご相談下さい。

その５　遺言ですべて決まっていたら？

お亡くなりになった方に、遺言があった場合、
遺産を誰にどのように相続させるかが、
決まっていることがあります。
相続できなかったときに、諦めないといけないかというと、必ずしもそうではありません。
遺留分という権利がある場合には、一定の遺産を相続できることがあります（遺留分減殺請求といいます）。例えば、ご子息の場合、本来の法定相続分の２分の１の遺留分があります。
これもよくあるご相談です。
ご遠慮なく、ご相談下さい。

その他よろず相談

その他にも、相続に関するご相談は、山ほどあります。
どんなご相談でもご遠慮なくご相談下さい。

その６　非嫡出子の相続分

民法が改正され、平成２５年９月５日以後に開始した相続について、非嫡出子の相続分も嫡出子と同等とされました。しかし、最高裁判決の拘束力により、平成１３年７月１日以後の相続についても、遺産分割等により既に確定したものを除き、同等に扱われるものと考えられています。詳しくはご相談下さい。

その７　損害賠償請求

交通事故など、誰かの故意・過失で、お亡くなりになってしまったとしたら、その加害者に対して、損害賠償請求できます。交通事故の保険金についても、弁護士が間に入って交渉することで、賠償金額が高額になることもあります。

その８　相続財産管理人

資産を上回る負債があって、全員相続放棄をしたのはいいけれど、その後の財産の管理処分はどうしたらよいのでしょう。そんなときは、裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てることができる場合があります。それにより、相続放棄しても、立て替えた費用が戻ってくることもあります。

その他　様々なご相談

その他にも、①遺産があるか調査して欲しい（遺産調査）、②自分について遺言を作成したい（遺言作成）など、どんなご相談でも結構です。お力になれるかもしれません。ご相談下さい。